

## 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う当面の対応について

平成29年11月1日（水）から気象庁が運用を開始する「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の平塚市の対応を以下のとおりとする。

### 1 南海トラフ地震に関連する情報について

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件は次表のとおり。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<p>① 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。</p> <p style="text-align: center;">↓ 随時評価結果を発表</p> <p>③ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合。</p>

※：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

### 2 本市の対応について

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報（定例）が発表された場合  
通常体制とする。
- (2) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合  
1の表の情報発表条件に合わせて別表のとおり体制を取り対応する。  
なお、③により南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は体制を解除又は縮小する。

### 3 今後の対応について

南海トラフ地震に関連する情報の発表は、国が南海トラフ地震に係る新たな防災対応を定めるまでの当面の措置であるため、国の動きに応じて、適宜、対応内容を検討・修正する。

## 別表

	①（調査を開始）の場合	②（地震発生の可能性が相対的に高まる）の場合
本市の体制	防災危機管理部による体制。	地震災害警戒本部による全庁体制。 →地震発生時に必要な対策が即座に実施できる体制として、各部で必要な人員を配備する。（東海地震注意情報発表時の体制を準用） →各部の人員配備については、長期間に渡る業務継続を考慮して行う。 ◆状況に応じて体制の継続・拡大・縮小を検討する。
本市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等から情報収集を行う。</li> <li>・庁内の情報共有を行う。</li> <li>・市民からの問い合わせ対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等から情報収集を行う。</li> <li>・地震災害警戒本部会議の開催。（<u>庁内本部員のみ</u>）</li> <li>→市民への注意喚起等、今後の対応を検討する。</li> <li>→各部は、地震発生に備えた準備をする。（情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等）</li> </ul>

※ 地震が発生し、災害対策本部の設置基準を満たした場合は、災害対策本部による体制とする。

《災害対策本部設置基準》

### 【自動設置】

- ・平塚市に、気象庁発表による[震度5強]以上の地震が発生したとき。
- ・気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報または津波警報を発表したとき。

### 【状況等を判断して設置】

- ・平塚市に、気象庁発表による[震度4]以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
- ・気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき、又は、本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。